

(2) ニコチン依存症管理料の注1に規定する基準

当該保険医療機関における過去一年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が二回以上であること。ただし、過去一年間にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、この限りでない。

五の一の二 療養・就労両立支援指導料の施設基準

(1) 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算の施設基準

患者の就労と療養に係る支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2) 療養・就労両立支援指導料の注5に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の一の三 心不全再入院予防継続管理料の施設基準

(1) 心不全の診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2) 当該体制において、心不全の診療を担当する医師、看護師又は保健師、薬剤師及び管理栄養士が適切に配置されていること。

(3) 注1に規定する病棟については、一般病棟入院基本料、七対一入院基本料、十対一入院基本料

(特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。

五の一の四 遺伝性疾患療養指導管理料の施設基準

(1) 遺伝性疾患療養指導管理料の注1から注3までに規定する施設基準

イ 当該保険医療機関内に遺伝性疾患の診療につき十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。

ロ 当該療養指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2) 遺伝性疾患療養指導管理料の注4に規定する施設基準

イ 遺伝性疾患療養指導管理料の注1から注3までに規定する施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ロ 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3) 遺伝性疾患療養指導管理料の注5に規定する施設基準

当該療養指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。